(ウ) 北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十一日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年五月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日　〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア) 北緯三一度四七分一二秒
(イ) 北緯三二度二〇分一二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十一日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年五月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日　〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ) 北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百五十三号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大村市松原本町三六三番一一から同市草場町七八五番一まで	前	一二・〇一～二四・九二メートル	〇・二一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一二・〇一～二四・九二	〇・二一五	
	後 B	一四・三〇～三九・四六	〇・二三一	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

五月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問主意書（奥野総一郎提出）
安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに関する質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

質問主意書提出

五月七日議員から次の質問主意書が提出された。

限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一二八号）

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書（和田政宗提出）（第一一七号）
道路標識に関する質問主意書（江口克彦提出）（第一一八号）
違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一九号）
ドローンに関する再質問主意書（大久保勉提出）（第一二〇号）
福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問主意書（川田龍平提出）（第一二一号）
六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第一二二号）
再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第一二三号）
健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一二四号）
養子縁組に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一二五号）
国債金利リスクに関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一二六号）

報告書提出

五月七日委員長から次の報告書を提出した。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（閣法第一二号）審査報告書

国立国会図書館

お知らせ

国立国会図書館国際子ども図書館は、移転作業・保全改修工事のため、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第三条の二の規定に基づき、次のとおり利用を休止いたします。

一　第一資料室及び第二資料室の休室　平成二十七年九月一日（火）から九月十五日（火）まで
二　世界を知るへやの休室　平成二十七年十二月一日（火）から平成二十八年二月二十八日（日）まで
三　子どものへやの休室　平成二十八年一月五日（火）から二月二十八日（日）まで